∖特例を受けるための S t e p /

S t e p 1

事前相談

電話(又はメール)にて事前にご相談ください

S t e p 2

作成支援

特例の対象となる措置実施計画の申請書作成支援を

※県及び国への申請から、認定及び確認を受けるまでに2ヵ月以上要しますのでお早めにご相談ください。

Step3

認定申請

県知事の認定を受けましょう

※当相談窓口HPのトップページのバナー(電子申請フォーム)または各制度ページの電子申請ボタン から申請を進めてください。(申請初回のみ新規アカウント登録が必要です。)

S t e p 4

確認申請

主務大臣の確認を受けましょう (経金特区は主務大臣の確認は不要です)

申請を行います。

S t e p 5

措置実施

措置実施計画に基づき設備投資を実施!

S t e p 6

※申告期限については各関係機関にお問合せください。

- ①当制度の税制上の特例措置を受けるためには、対象資産の取得等の前に、措置実施計画について知事の認定及び主務大臣の確認が必要
- ②離島地域は、特別償却、課税免除等の手続きまでに知事の確認を受ける必要があります。 ③認定及び確認を受けても、税制上の特例措置が受けられない場合があります。要件等について、各関係行政機関に事前に問い合わせてください。

ご不明な点があれば、ご遠慮なく下記窓口へご相談ください

沖縄特区•地域税制等活用促進事業 沖縄県産業振興公社沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口

〒901-0152 沖縄県那覇市小禄1831番地1 沖縄産業支援センター4階

TEL: 098-894-6377 E-Mail:okitoku@okinawa-ric.or.jp

URL https://www.zei-tokku.okinawa/

営業時間/8:30~17:15(土日、祝日を除く)※来社ご希望の場合は、事前にご連絡ください。 ※Zoomでのオンライン相談も随時受付中



沖縄県で設備投資するなら/

促進地域

産業集積地域

(旅館業)

税の特例制度ってい

✓ 沖縄県内で設備投資等を行う際に 活用できる6つの制度があります。

✓ 各制度の要件を満たしていれば、 税の特例を受けられます。

✓ 県内・県外の事業者を問わず 活用できます。

沖縄の特区・地域制度の概要(沖縄振興特別措置法において規定された制度で、設備投資に係る税の特例制度や融資制度があります。)

注1:下記の内容は「沖縄の特区・地域制度の概要」を記述しています。詳細については各制度の手引きをご参照ください。注2:各特区・地域によって、税制以外の特例制度(中小企業信用保険法等の特例や融資制度)を受けられる場合があります。各制度の手引きをご参照ください。

	観光地形成促進地域	情報通信産業振興地域	情報通信産業特別地区	産業イノベーション促進地域		国際物流拠点産業集積地域			経済金融活性化特別地区			離島地域(旅館業)
制度目的	国内外からの観光旅客に対応した観 光関連施設の整備の促進	情報通信産業の振興	情報通信産業の集積の牽引力となる特定情報 通信事業を実施する企業の立地の促進	製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源 を活用した新事業の創出等に寄与する設備投資を促進		産業及び貿易の振興をもって沖縄における民間主導の 自立型経済の構築			実体経済の基盤となる産業とそれを支える金融産業の集積 により、名護市を中心とする北部地域の経済・金融を活性化			離島地域の発展を図るため、旅館業用建物の整備 を促進する
対象地域	県内全域(41市町村)	24 市町村 那覇市 宜野湾市 石垣市 浦添市名護市 糸満市 沖縄市 豊見城市うるま市 宮古島市 南城市 本部町恩納村 宜野座村 金武町 読谷村嘉手納町 北谷町 北中城村 中城村西原町 与那原町 南風原町 八重瀬町	3地区(5市村) 那覇・浦添地区(那覇市・浦添市全域) 名護・宜野座地区(名護市・宜野座村全域) うるま地区(うるま市全域)	県内全域(41市町村)		那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区(那覇市・浦添市・豊見城市・宜野湾市・糸満市の一部地域)うるま・沖縄地区(中城湾港新港地区、仲嶺・上江洲地区、平安座地区、池武当地区)南風原・八重瀬地区(南風原町字津嘉山、字照屋、字神里、八重瀬町字友寄(字友寄川端原、字友寄後原)の一部地域)			名護市全域			沖縄振興特別措置法による指定離島伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町(水納島に限る)、うるま市(津堅島に限る)、南城市(久高島に限る)、栗国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、久米島町、北大東村、南大東村、宮古島市、多良間村、石垣市、竹富町、与那国町
対 象 業 種 (事業)・施設	①スポーツ・レクリエーション施設 ②教養文化施設 ③休養施設 ④集会施設 ⑤販売施設(県知事指定) *宿泊施設は税の特例措置の対象 となりません。ただし、宿泊施設に 附属する上記①~⑤に該当する施 設は特例措置の対象となる場合 があります。 *新設・増設に限る。	①情報記録物製造業(新聞、書籍等の印刷物を除く) ②電気通信業 ③映画・放送番組制作業 ④放送業(有線放送業を含む) ⑤ソフトウェア業 ⑥情報処理・提供サービス業 ⑦インター・ネット付随サービス業 *①③④、⑤(*パッケージソフトウェア業) は税制以外の特例制度のみ対象	①データセンター(iDC) ②情報通信機器相互接続検証事業 ③受託開発ソフトウェア業 ④情報システム開発業 ⑤システムインテグレーションサービス業 ⑥組み込みソフトウェア業 ⑦バックアップセンター ⑧セキュリティデータセンター ⑨データベースサービス業 ⑩アブリケーション・サービス・プロバイダ ①情報セキュリティサービス業	①製造業 ②道路集等 ③倉庫業 ③自売業 ⑤自然科学研究所 ⑥電気業(一定の要件あり) ⑦ガス供給業(一定の要件あり) ⑧ こん包業 ⑨ デザインン業 ⑩ 機械設計業 ⑫非破壊検査業	③商品検査業 ⑭計量証明業 ⑤経営コンサルタント業 ⑥エンジニアリング業 ⑪研究開発支援検査分析業 *⑧~⑰は税制以外 の特例制度のみ対象	③卸売業 舗小売業		①金融関連産業 ②情報通信関連産業 ③観光関連産業 ④農業・水産養殖業 ⑤製造業 ⑥経営コンサルタント業			①旅館業(下宿営業又は店舗型性風俗特殊営業を除く) *旅館業の用に供する設備の新設、改修(増築、改築、修繕又は模様替)、増設に限る。	
県知事の認定 又 は 確 認	措置実施計画の認定(販売施設は別途県知事が指定の後に措置実施計画の認定が必要)	措置実施計画の認定	特定情報通信事業の認定	措置実施	計画の認定	措直革施計團(/)認定		特定国際物流拠 点事業の認定	措置実施	計画の認定	特定経済金融活 性化事業の認定	県知事による確認
主務大臣の確認	措置実施計画の確認	措置実施計画の確認	特定情報通信事業の確認	措置実施	計画の確認	措置実施計画の確認		特定国際物流拠 点事業の確認	不要			不要
沖縄県知事の 認定等及び主 務大臣の確認 の申請期限	計画対象資産の取得等までに県知事の認定と主務大臣の確認を受ける必要があります。	計画対象資産の取得等までに県知事の認定と主務大臣の確認を受ける必要があります。	随時 *特例を受けたい事業年度末までに県知 事の認定と主務大臣の確認を受ける必 要があります。	計画対象資産の取得等主務大臣の確認を受ける	手までに県知事の認定と る必要があります。	計画対象資産の取得等までに県知事の認定と主務大臣の確認を受ける必要があります。 ※特例を受けたい事業年度末までに県知事の認定と主務大臣の確認を受ける必要があります。		計画対象資産の取得等までに県知事の認定を受ける必要があります。		※特例を受けた い事業年度末 までに県知事 の認定を受け る必要があり	随時 ※特別償却、課税免除等の申請前 (特別償却、課税免除等の申請時に、県知事の 事前確認書の添付が必要となります)	
国 税 【対 象 者】	投資税額控除 (機械等15%、建物等8%) *法人税額の20%限度、取得価額 の限度額20億円、繰越4年(措置 実施期間内に限る)。 *ボウリング場、展示施設は除く 【対象者】 青色申告を行う事業者(法人)	投資税額控除 (機械等15%、建物等8%) *法人税額の20%限度、取得価額の限度 額20億円、繰越4年(措置実施期間内に 限る)。 【対象者】 青色申告を行う事業者(法人)	所得控除 (40%、法人設立後10年間) *主務大臣の確認の対象となる期間(確認 事業期間)内に限る。延長を希望する場 合は、確認事業期間の延長申請が必要 となります。 【対象者】 青色申告を行う事業者(法人)	投資税額控除 (機械等15%、 建物等8%) *法人税額の20%限度、 取得価額の限度額20 億円、繰越4年(措置実施期間内に限る)。 【対象者】 青色申告を行う事業 者(法人)	特別償却 (機械等34%、 建物等20%) *取得価額の限度額 20億円 【対象者】 青色申告を行う事業 者(法人・個人)	億円、繰越4年(措置実施期間内に限る)。 「対象者」 青色中告を行う事業者(法人) 関税(主務大臣の事業窓) ①選択課税制/	青色申告を行う 事業者(法人・個人) 定が必要)*県知事の認定と 度(原料に対する関 このいずれかを選択・	後10年間) *主務大臣の確認の対象 *主務大臣の確認の対象 *主務大臣の確認の対象 *表の期間限合は 等のである。 「対象者」 「対象者 「対象者」 「対象者 「対象者」 「対象者 「対象者 「対象者 「対象者 「対象者 「対象者 「対象者 「対象者	建物等8%) * 法 人 税 額 の 20%限度、取得 価額の限度額 20億円、繰越4	度額20億円 【対象者】 青色申告を行う	得金額×40% ×特区内従業 員数割合	特別償却 (建物、建物附属設備8%) *事業の用に供した年度において建物・附属 設備の取得価額(限度額10億円) 【対象者】 青色申告を行う事業者(法人・個人)
地 方 税 【対 象 者】 ※各税で対象事業者	事業税、不動産取得税、固定資産税 【対象者】 事業者(法人・個人)	事業税、不動産取得税、固定資産税 【対象者】 事業者(法人・個人)		事業税、不動産取得税、固定資産税(倉庫業は除く) 【対象者】 青色申告を行う事業者(法人・個人)		事業税、不動産取得税、固定資産税(倉庫業は除く) 【対象者】 青色申告を行う事業者(法人・個人)		事業税、不動産取得税、固定資産税 【対象者】 事業者(法人・個人)			事業税、不動産取得税、固定資産税 (固定資産税は一部市町村を除く) 【対象者】 事業者(法人・個人)	
が異なる場合があります。詳細は「各制度の手引き」参照	事業所税(那覇市のみ) *県知事の認定と主務大臣の確認は不要	事業所税(那覇市のみ) *県知事の認定と主務大臣の確認は不要		事業所税(那覇市のみ) *県知事の認定と主務大臣の確認は不要		事業所税(那覇市のみ) *県知事の認定と主務大臣の確認は不要		なし			なし	
取得価額要件 (各事業年度 の合計額) ※額で取るのでの ※額での ※額での ※額での ※額での ※額での ※額での ※額での ※	①一の設備で、これを構成する機械 及び装置、建物及びその附属設備 並びに構築物の取得価額の合計 額が1,000万円を超えるもの。 ②対象となる附属設備は、建物と同 時取得したものに限る。	①一の生産等設備で、これを構成する減価作びその附属設備並びに構築物等)の取得値②機械・装置及び器具・備品で、一の生産等割100万円を超えるもの。 ③対象となる附属設備は、建物と同時に取得	①一の生産等設備で、これを構成する減価償却 資産(機械及び装置、器具・備品並びに建物及 びその附属設備、構築物等)の取得価額の合 計額が1,000万円を超えるもの。 ②機械・装置及び器具・備品で、一の生産等設備を構成す るものの取得価額の合計額が100万円を超えるもの。 ③対象となる附属設備は、建物と同時取得した ものに限る。		①一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産 (機械・装置、建物及びその附属設備等)の取得価額 の合計額が1,000万円を超えるもの。 ②機械・装置で、一の生産等設備を構成するものの取 得価額の合計額が100万円を超えるもの。 ③対象となる附属設備は、建物と同時取得したものに 限る。		①一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産(機械・装置、器具・備品並びに建物及びその附属設備等)の取得価額の合計額が500万円を超えるもの。 ②機械・装置及び器具・備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が50万円を超えるもの。 ③対象となる附属設備は、建物と同時に取得したものに限る。			① 個人または資本金 資本金1,000万円超 資本金1,000万円以下 5,000万円以下 5,000万円以下 5,000万円以上 2,000万円以上 改修 500万円以上 500万円以上 特例なし事業の用に供した年度において建物・附属設備の取得価額(限度額10億円) (2)対象となる附属設備は、建物と同時に取得したものに限る。		
認定及び確認の要件		【県知事の認定要件】知事が策定した各計画の内容等に適合していること。 【主務大臣の確認要件】知事の認定を受けた措置実施計画の実施によって見込まれる付加価値額の増加等の目標値が基準を満たしていること(経済金融活性化特別地区を除く)。										